時事新報

毎年三百六十五日毎日刊行の新聞紙は日本國中に唯時事新報あるのみ

第千七百六十五號

明治廿年十二月七日　水曜日
舊丁亥十月二十三日（丙、午）
日出午前六時五十七分　入午後四時四十五分
月出午後十一時零九分　入午前十一時五十分
滿潮午前九時四十四分　午後十時零九分
（西曆一千八百八十七年）

時事新報

佛國大統領の變更

昨日は電報欄内にも見えたる如く佛國の新大統領はサヂー　カルノー氏其撰に當りたる由にて豫て世人の待設けたるフレシチー、フエリー若くはブリッソンの諸氏は右撰擧の際に如何なる進退を爲したりしや電報甚だ簡短なれば未だ事の詳細を知るに由なけれ共今回の撰擧は寧ろ世人の豫想外に出でたる者と云はざる可らずカルノー氏は近年フエリー內閣に入て工部卿と爲りブリッソン內閣の時工部より轉じて大藏卿に任じブリッソン內閣の辭職と與に氏も政府を退き上院の議員に擧られて今日迄は其光りを包み居たる人物なりと云へり然れ共佛國上下兩院の多數の人が獨り氏に望を屬してフレシチー、ブリッソンの諸氏を排除し之を大統領に撰擧したるの點より見れば氏が今日迄の地位名望と必ず高く人に擢んで唯單に一兩回內閣の末座に列なりしのみと云ふ尋常の政治家に非ざるは理に於て明白なる可し夫れ兎も角も今回佛國に於て大統領に變更を來したるの原因は讀者も知る如く其端緒を勳章賣却事件に發して殊に前任大統領グレヴヰー氏の女婿ウヰルソン氏は此事に密接の關係ありとの風聞より遂に其嫌疑を大統領の身上にも及ぼし議院は是非にウヰルソン氏を糺彈して其罪を糺さんと主張し大統領は縱令へ私家の嫌なるも女婿ウヰルソン氏をして勳章賣却罪人の列に入れしむるを欲せざる所なりとし、何にか其邊の爭よりして議院全體は遂に大統領に敵意を表し一應辭職まで勸めたれども聽かざりしかば再應議院は多數決を以てグレヴヰー氏に反對し氏も遂に身を潔くするに決心して其職を辭したるは今日迄の電報に照らして粗ぼ趣を知り得る者なり唯其間に實地如何なる路筋ありて正當曲直孰れを何れと定む可きやは現に我輩の大に迷ひつゝある疑問なれども追て通信の到來次第其事の詳細と報ずるの機會亦遠きに非ざるべし我輩は讀者と與に只靜に之を待つ者なり

大統領の更迭に就ては今後佛國の政略は和戰孰れに傾く可きや隨て日耳曼との關係の如きも事の成行如何んに因りては由々しき大事に至らんも知る可らず前任大統領は平和主義の政治家にして溫厚着實最も日耳曼との衝突を避けたるは世人の知れる所なり去る千八百七十年の戰爭に佛國の敗北殆んど亡國の恥辱を蒙むりてより今日まで星霜既に十八年其間佛人敵愾の念甚だしく止む時なく兵を練り力を養ひ將卒髀肉肥て軍馬空に嘶きながらも復讐の戰爭破裂せざりしは他に種々の原因もあるならんと雖も就中前任大統領の平和政略與て力ある者なりと云はざる可らず然るに今や此人にして斷然[illegible]事より職を辭し全く閑地に就くとすれば後任大統領カルノー氏は如何なる手段に依賴して佛國の民心を買はんとするか我輩の聞かんと欲する所なれども氏は今日まで他の諸政治家の如く嶄然其頭角を顯はしたる次第もなければ平生の主義如何んも我輩に於て知るに由なし此等の事は他日カルノー氏が其意見を公けにすると同時に氏の下には如何なる政治家が相率ゐて內閣を組織するやの事相に照らして粗ぼ其趣を知るを得る者ならんなれば我輩も今日に在りては氏の主義和戰孰れの邊に傾くべきやと待設るのみにして他に說を作すこと能はざるものなり

今回は如此事件より大統領其職を辭したるは佛國の共和政體史上に於て未だ先例を見ざるの出來事なる由なれども此をは暫らく論せず總じて佛國の政治社會には內閣の變更殆んど際限なく僅々數年の其間に政府に更迭を重ねたること凡そ十數回、甚しきに至ては政府に立て僅々一二箇月を經由せざるに早既に失敗して斷然野に去る者さへ少なからず此の如く政變頻繁なる時は國の政治として其常態を失せしむるは勢ひ免れざるの結果にして佛國人民の不幸之れより大なる莫かる可しとは世人の信ずる所なれども我輩に於ては寧ろ其不幸を哀むよりも佛國人民の爲めに却て賀する所なかる可らず或は內閣變更の屢々なるは實に不都合の至りならんと雖も又一方より考ふるに佛國政治家の德義心甚だ高く事業功名の爲めとあれば大膽進んで敢て容易に己れの志を枉げざるの勇氣には我輩も感服するなり蓋し政治家が政治社會に奔走するの目的には或は功名を主とし或は榮利を重しとするは相違なるは免れざるの事實なれども功名と榮利との境には至大の懸隔ある者にして若しも榮利一偏を事とすれば永く職位を保て富貴安樂に其身を全うするの工風行はれざるにも非ず特に議院政治の國にして多數の向背に政治家が己れの進退を決するの場合に於ては自身の主義は兎も角も常に多數人心の赴く所に相投じて公然たる政策の裏面より私を濟すの手段極めて容易ならんと雖も佛國政治家の擧動を視るに絕えて此等の痕迹もなきのみならず公明磊落己れを枉ぐる所なく聊かにても自說に抵觸を生ずる時は泰然[illegible]決然職を辭して榮利の束縛を甘んぜざるはフエリー、フレシチー、ブリッソン其他諸內閣の變更每々然らざるなし即ち佛國の政治家は最も功名心に富むの證據にして其擧動の時に大膽慓悍に屬する所以は寧ろ榮利の爲めに節操を變ずる能はざる義氣潔白の性質なるに因る者なりと云はざる可らず是れ佛國政治家の美德にして大に我輩の稱贊する所なり

昨日の本欄第二段第二十二行中安氣とあるは安危の誤植なり

官報

○單身戶主死亡跡財產處分請訓　九月十日長崎縣より單身戶主死亡跡相續者無之者の財產成規に據り五箇年間區戶長に於て保管中左の場合に於て處理上疑團を生ずるに付き請訓せり

（第一條）遺留財產ノ內土地ハ稅金不納ノ爲成規ニヨリ公賣ニ付シ所有權已ニ落札人ニ歸シタルヲ以テ地主ヨリ土地引渡ヲ請求スレハ該地ニアル建物ハ第一第二債主アリテ今猶保管中ナレハ之レガ處分ヲ了ルノ後ニ非レハ右ニ當ル敷地落札人ヘ引渡スヘカラザル義ト相心得可然哉」（第二條）第一債主ハ戶主ト生前契約アルヲ以テ依然遺留家屋ニ住居シ居ルニ未ダ所有權ノ第一債主ニ移リタルニ非ズ郡區役所ニ於テ保管スヘキ筋ナルヲ以テ右等居住者ハ無論保管者ヨリ退去ヲ命ズヘキモノト相心得可然哉」（第三條）返金契約期限ヲ經過スルモ債主ヨリ裁判處分ヲ仰ガザルガ爲成規ノ期限間之ヲ保管スル中ハ猶負債額ヲ相償ヒ且ツ第二條ノ如キ地主ノ權利ヲ妨グルノ不都合ヲ生ズ右ノ場合ニ於テハ保管者ヨリ債主ヲ促シ告訴セシムヘキ儀ニ候哉

右に付き十一月二十六日內務省司法省連帶にて左の通指令せり

（第一條）建物ノ保管中ニ拘ハラズ公賣ニ付セラレタル敷地ハ落札人ヘ引渡スヘキモノトス」（第二條）家屋ノ所有者生存中負債ノ爲メニ債主ニ家屋ヲ貸與シタル債主ニ於テ所有者生存中ヨリ引續キ現ニ住居シタルモノナレハ直ニ退去ヲ命ズルヲ得ザルモノトス但負債者ノ利益ノ爲メ家屋貸借ノ解約ヲ爲スハ格別ナリ」（第三條）債主ヲ促シ出訴セシムヘキモノニアラズ但該財產成規ノ期限內保管ノ上ハ官沒ノ處分ヲ爲スベキモノナルヲ以テ負債償却方ニ付保管者ニ於テ意見アルトキハ裁判所ノ處分ヲ仰ガシムベシ

○新任佛國大統領　佛國前大藏卿サヂーカルノー氏は本月三日二百二十六に對する六百十六の多數票を以て同國大統領に撰擧せられたる旨昨五日電報ありたり（外務省）

サヂー　カルノー（Sadi Carnot）氏は千八百三十七年リモージュ府に生れ工學を修め工師となり次に代議士に選擧せられ千八百七十八年に工部次官となり千八百八十年工部卿となり千八百八十二年以後再び大藏卿となりたる人なり

又本件に就きては去る三日倫敦發ルートル電報にも接せり

（以上本年十二月六日官報）

雜報

○清國遊歷官帝國大學を巡覽す　今度渡來せる清國遊歷官傅雲龍顧厚焜の兩氏は去る二日通辨官を從へ帝國大學各教室實驗場を巡覽せし由なるが其見聞の事は一々[illegible]に筆記し又不分明の件は質問するなど中々細密に[illegible]事なり

○警視廳の繁忙　昨今建白書捧呈の爲め地方より上京する者多く其住所等取調の爲め警視廳は近頃非常に繁忙なるよし

○兵庫縣新築の議　同縣廳より此程縣廳舍新築豫算案と二十一年度豫算の追加として縣會に下附しさるに縣會にては斯る不急の事を追加案として出すは不都合なりとの議論もありしが兎に角之を議する事となし討議に取り掛りたるに神戸は五港の一にして他縣とは少しく異なる事情もあれば新築も然るべしと論ずる議員もありたれとも又今日民力の衰弱を極めたる折柄迚も斯る工事を起すの餘力なしとの反對論者もありて新築の議は遂に廢案に歸しさりと云ふ

○製茶直輸出　關西地方輸出品中は重要なるものは製茶にして年々神戸港より輸出する總額は一千三百萬斤に下らざるべし近年京坂及其近傍に於ける茶業者中多少製茶貿易の事狀に通ずる者は往々一見識を立て製茶の直輸出を計畫せり現に製茶直輸出の會社及商會は大坂神戸に各二箇所西京伏見に各一箇所又江州にも五六の直輸出會社あり孰れも再製所を設けて或は荷主より委托販賣を專業とし或は委托販賣の外更に會社自身の商を兼ね紐育加奈陀の取引先へ輸送し居れり本年五月以來右諸會社より直輸に係はるもの凡そ百二三十萬斤にも達したるならんが就中神戸武田商會及大坂製茶直輸出會社よりは已に各四十萬斤內外の輸出を爲したれども其他は何れも僅少の額にして五六萬乃至十餘萬斤に過ぎず之を各港一箇年間の輸出總額四千萬斤に比すれば三十分一の少額なれども既製茶直輸出の端に着

進したるは實に
社の勉强と又幸
貿易は今より一
[illegible]さる
[illegible]を以て勵も
なるべし若し現
少相場の騰貴す
社に取ても亦繁
込直段よりも下
みならず同時に
に於ても每度實
場は幸に相應の
ては紐育其他と
來て殆んど前後
直輸出會社に取
由其譯は此等の
て頻に競爭心を
を取組にも十圓の
に已に今日に於
荷主等は素知ら
社の負擔に屬す
からざる損失を招
資金の手薄き者
の力なく捨賣を
少の影響を及ぼす
も非常の妨害と
もなりと云へり
○大坂紡績會社の
府は民間の有志
を促し之に應じ
を各地方に於て十
としたるも恰も世
事業皆衰頽に赴く
は遂に工場さへ建
の多かりしが獨り
資金を募集し工場
開業以來第一に職
意と爲らず孜々と
忽ち其營業上に顯
比類なき盛況を呈
一千二百餘石ある
製絲の業も益々增
高は二十五萬九千
百二十四貫八百目
百四十貫目にして
あり近頃は製絲は
對し洽く供給する
十萬圓を增し更に
早や新築の工場に
及紡績取調の爲
去月を以て歸朝し
を期する處ありと
を取り[illegible]を擧ら
以來同社々業の實
し